

【I 交付申請について】

Q1 交付申請に当たって、どのように進めればよいか。

A 周遊促進・滞在延長の十分な効果が見込まれる事業を交付の対象としますので、事業の計画段階から県担当者と協議を重ね、交付申請書(事業計画書等)の作成に当たってください。

【主な事業の流れ】

- ①地域観光課(地域本部、市町村等)との協議(5W1Hや役割分担、目指す効果について、検討を深めます)
- ②申請書の作成(連携先との書類の共有等) ※書類の確認に2ヵ月程は必要です
- ③交付決定
- ④外部委託に必要な手続き(契約、請負発注等)
- ⑤告知・PR
- ⑥実施、精算、完了報告
- ⑦次回に向けた検証協議

なお、「十分な効果」とは、次に挙げる項目を基に総合的に判断することとしています。

- ①事業の実施主体(責任主体)の明確性
- ②事業の体制(財務、人員体制等)
- ③事業実施についての地域との連携体制
- ④法律及び公序良俗等の見地からの事業の適正性
- ⑤事業の将来性及び成長の可能性
- ⑥具体的かつ実現可能な周遊等の目標の設定
- ⑦ターゲットの明確性
- ⑧事業計画と補助申請の内容及び規模
- ⑨不要な経費の有無

Q2 交付申請書を提出してから交付決定まで、どのくらいの期間がかかるか。

A 事業計画の精査に時間を要するため、申請いただいてから交付決定まで1か月以上かかることも想定されます。少なくとも、事業着手の3か月前を目途に県担当者との協議を始めてください。
事業着手日までに十分な期間を確保できない場合は、協議段階でお断りさせていただく場合があります。事業着手日が概ね決定している場合は、早めにお伝えください。

Q3 複数事業の実施を予定しており、それぞれの事業で発注する事業者も異なるが、補助事業ごとに分けて申請をしなくてはならないか。1つの申請にまとめても構わないか。

A 周遊エリアや取組内容、目的が同じである場合は、1つにまとめて申請して構いません。

Q4 花まつりの期間にシャトルバスを走らせ、エリア内の周遊促進につなげることを計画している。

県観光振興推進総合支援事業費補助金のメニューに「2 二次交通周遊支援事業」があるが、どちらに申請しても良いのか。

A イベントや特別な企画の開催に付随して、期間限定的にシャトルバスを運行する場合は、本補助金の活用をご検討ください。イベント等の開催に関わらず、一定の期間シャトルバスを運行する場合などは、補助先が市町村等に限られますが、県観光振興推進総合支援事業費補助金の「2 二次交通周遊支援事業」の活用をご検討ください。

Q5 複数の事業を申請し、交付決定された後に一部事業を取りやめることは可能か。

A 可能です。ただし、当該事業を一部取りやめることで当初の補助事業の目的が達成できない場合は、補助の対象外となる可能性があります。事前に県担当者までご相談ください。

Q6 申請事業を説明するために、添付書類に定められた資料以外に、参考資料としてパース図などを添付することは可能か。

A 構いません。

添付いただければ、事業内容がより分かりやすくなるため迅速な審査につながります。

Q7 周遊促進に向けたイベントを夏・秋・冬の3回開催しようと考えている。1事業実施主体あたり補助上限額が200万円とあるが、上限額に満たなければ、同じ事業実施主体が複数回申請してもよいのか。

A 上限額の範囲内であれば、何度でも申請いただいて構いません。

Q8 すでに1事業実施主体あたりの補助上限額に達している場合でも、連続テレビ小説に関連し相乗効果が見込める取組であれば別途申請が可能か。

A 補助上限額200万円まで申請が可能です。

【Ⅱ 補助対象事業について】

Q9 新規のイベントを開催し、最寄り駅とイベント会場の間でシャトルバスを走らせることと考えているが補助対象となるか。

A 単なる2地点のピストン輸送では、基本的に補助の対象外となります。

シャトルバスの目的地や経由地に観光施設や交通結節点、食事処、土産物店などの機能を含み、観光消費額の向上を図る周遊促進や滞在延長に係る取組を実施していただければと思います。

Q10 町内の宿泊施設と連携して、宿泊者に対して積極的に町内の観光施設や体験ガイド等の観光案内をしていただき、滞在延長につなげることを考えている。(チェックイン時に、割引券(観光施設入館料やガイド体験料等)の配布と合わせて、プッシュ型の観光案内を実施する)
宿泊施設のフロントの方にプッシュ型の案内を実施していただくことを目的として、モニターツアーを実施した場合、補助の対象となるか。

A 補助の対象となり得ます。(プッシュ型ツール(食事処マップ、周辺見所マップ等)の作成、入館料、体験料、試食材料費、ガイド謝金、保険料、バス借上料などに係る経費)

Q11 町内5つの拠点施設に、新しく製作するオリジナルフィギア(数種類)を入れた有料のガチャガチャを設置し、周遊促進及び外貨獲得につなげることを考えている。どこまでが補助対象となるか。

A オリジナルフィギア製作に係る費用については、商品の製造に供する原材料費等の経費にあたる場合、対象外となる可能性があります。

ガチャガチャ本体の購入・設置に係る費用、オリジナルフィギアの型(数種類分)の製作に係る費用については、補助の対象となり得ます。

Q12 期間限定の雇用に係る経費について、「期間限定」とはどの範囲を指すのか。

A 原則として、交付決定した年度の3月31日までとします。

Q13 要綱別表第1(注)に記載されている補助対象外経費について、「公課費等」や「経常経費」とは具体的に何を指すか。

A ○公課費等

国税・地方税以外に国や地方公共団体が徴収する金銭又はそれに準ずるもの。

(例) ・自動車税や船舶検査手数料 ・自転車の防犯登録料
・団体に所属するための入会費、会費や負担金 ・土地の賃借料 等

○経常経費

一定期間ごとに継続して支出される経費(公共料金、職員人件費、施設賃借料 等)。

(例) ・Wi-Fi やインターネット回線使用料等の月額料金 ・清掃委託料
・樹木剪定費、草刈費 ・通常の運営に係る消耗品費
・事務所の家賃、土地の賃借料 等

Q14 周遊促進に向けた取組として、でこぼこに荒れている道の整備や老朽化した看板を修繕する場合、補助の対象となるか。

A 単なる維持修繕を目的とするものは対象とはなり得ません。ただし、観光資源を発掘し、活用しようとする場合、そのことによって滞在延長や周遊促進の効果が真に認められる場合、取組の一部として対象とする場合があります。十分な協議が必要ですので、県担当者までご相談ください。

Q15 食糧費に該当する経費は補助対象外となっているが、イベント時におけるエイドステーション費等は補助の対象となるか。

A イベントにおけるスタッフのお弁当代や食材費等、食糧費に該当する経費は原則補助対象外となります。ただし、イベントの参加を促すノベルティーとしての性質のものや、マラソンイベント等における給水・給食所(エイドステーション)で配布するもの等が、観光客の誘客や周遊につながる企画の中心アイテムとして活用される前提で、効果が真に認められるものは、一部対象となる可能性があります。十分な協議が必要ですので、県担当者までご相談ください。

【Ⅲ 重要な変更について】

Q16 交付決定を受けた事業の一部を実施しなくなった。これは要綱第8条の重要な変更該当し、変更申請の手続きが必要となるか。

A 交付申請書(第1号様式)において、複数の補助事業を申請していた場合に、いずれかの補助事業を実施しなくなった時には必ず変更申請書の提出が必要です。(要綱第8条)

また、1つの補助事業のみで交付申請をし、その補助事業の中で一部の事業を取り止める場合も、原則として、変更申請書の提出が必要です。ただし、事業内容全体を見て判断させていただく場合もありますので、県担当者にご相談ください。

Q17 交付決定時に予定していなかった追加事業が必要となった。これは要綱第8条の重要な変更該当し、変更申請の手続きが必要となるか。

A 原則として、変更申請書の提出が必要となります(要綱第8条第1項第3号)。ただし、交付決定金額の範囲内で追加事業を行おうとする場合、事業内容全体を見て判断させていただく場合もありますので、県担当者にご相談ください。

Q18 入札減により、交付決定を受けた額に対して20%を超える減額見込となったが、交付決定を受けた同一事業に係る備品購入等の他の契約等が完了していないため、事業費全体での額は確定していない。この場合でもすぐに変更申請書を提出する必要があるか。

A 交付決定額に対して20%を超える減額が見込まれた段階で、必ず県担当者に連絡してください。事業全体の進捗状況を踏まえ、変更申請を行う適切な時期等について協議させていただきます。

Q19 交付決定を受けた事業を進めている中で、要綱第8条第1項の重要な変更該当しない範囲で変更が生じた。特に手続きは必要ないか。

A 重要な変更該当しないと思われる場合でも、申請書提出時点と数量や金額に変更が生じる場合は、独自に判断せず、事前に県担当者にご相談ください。

【IV その他】

Q20 例えば、桜まつりのイベントを3月下旬から4月上旬に開催しようと考えているといった場合、年度をまたいで事業を実施することは可能か。

A 原則として、年度単位で事業を実施していただくことを想定しています。年度をまたいでの事業を計画されている場合は、県担当者にご相談ください。

Q21 令和7年度中に完了しない事業は、補助対象外となるのか。

A 令和8年3月31日時点で、取組内容が当初の補助事業の目的を達成できない状況であれば、補助対象外となる可能性があります。事業が完了しない可能性が出てきた時点で、県担当者にご相談ください。

Q22 初年度に新規事業として交付対象となった事業について、2年目に本補助金を受けるためには、別途、事業を拡充する必要があるのか。

A 新規・拡充事業は、本補助金を活用する初年度における条件です。新規事業又は拡充事業として交付対象となった事業は、2年目は「継続事業」と位置づけ、さらなる拡充を必須条件とはしませんが、事業の自立を促す目的で補助率は3分の1以内とします。

なお、集客や観光消費額等への効果が見込まれるかについて、初年度の実績等を基に、次年度以降の実施内容で見直すべき点の提案などをさせていただきます。

※「拡充事業」と「継続事業」の考え方については別紙をご参照ください。

Q23 本補助金活用2年目の事業について、事業を前年度より拡充した場合、継続部分は3分の1、拡充部分は2分の1以内の補助率がそれぞれ適用されるか。

A 同一事業を切り分けての適用はできません。本補助金活用2年目の事業については、「継続事業」として3分の1以内の補助率が適用となります。もしくは、拡充部分のみ「拡充事業」として申請することも可能ですので、どちらかを選択して申請してください。

本補助金を交付した事業で、翌年度も本補助金を活用しようとする場合の事業区分（継続事業・拡充事業）の考え方を図のとおり整理する。

＜補助条件等＞

- 補助対象：周遊促進や滞在延長を図る取組の実施に要する経費
（2つ以上の活動団体が連携するもの）
■補助率：1／2以内 ※継続事業は1／3以内
■補助額：（下限）10万円～（上限）200万円

ケース①

- ・総事業費60万円
- ・R6年度からの継続事業
(拡充要素なしの場合)

ケース②

- ・総事業費180万円
- ・継続部分が補助対象
(拡充要素ありの場合)

ケース③

- ・総事業費180万円
- ・拡充部分が補助対象
(拡充要素ありの場合)

